

自社所有地に放置された自動車への対応

当社の所有地に、エンジンが故障していると思われる普通自動車が1台、数か月前から放置されています。その自動車にはナンバープレートがついているのですが、誰も自動車を引き取りに来る様子也没有。放置された自動車について後日問題を生じないように撤去する方法を教えてください。

1 自力救済禁止の原則

当社の所有地に断りなく自動車を放置しているのですから、放置した者に責任があることは間違いありません。

数か月間放置されている自動車で引き取りに来る様子もないというのですから、当社としては勝手に撤去してしまおうと考えるかもしれません。

このように、私人が国家の公権力の行使を利用しないで、私的に権利を実現することを自力救済といいます。

自力救済を認めてしまうと、社会の秩序が維持できなくなるおそれが高いことから、自力救済は原則として禁止されています。

当社が法律上適正な手続を経ることなく勝手に自動車を撤去してしまうことは原則として許されないものであり、そのような自力救済を行った場合、後日、自動車の所有者が当社に対し自動車の撤去により損害を被ったと主張して損害賠償を求めてくるなど不測の事態も考えられますので、当社としては勝手に放置自動車を撤去することは控えるべきでしょう。

2 所有者の調査と撤去要求

当社としては、まず放置自動車の所有者を探す必要があります。

当社所有地に放置されている自動車にはナンバープレートが付いているとのことですので、ナンバープレートをもとに運輸局から自動車の登録事項等証明書を取り寄せて、自動車の登録上の所有者を知ることが可能です。

これにより自動車の登録上の所有者が判明した場合には、まず当社としてはその所有者に放置の事情を質したうえで自動車の撤去を求めることになるでしょう。

この撤去要求に対し、所有者が自動車を引き取る旨申し出てきたような場合には、当該申出人に自動車を引き渡すことになります。

なお、当社の撤去要求に対し、登録名義上の所有者が自分は所有者でないと言ってくる場合があるかもしれません。このような場合、自動車の登録上の所有者は、必ずしも真の所有者であるとは限らないので、当社としては自動車の所有関係の実情を調査したうえで真の所有者を探し出す必要があります。

3 訴訟による解決

放置自動車の所有者が判明し、その者に撤去を求めたとしても、求めに応じないことが考えられます。その場合は、訴訟による解決を図らざるを得ません。

具体的には、当社は自動車が放置されている土地の所有者ですので、放置自動車の所有者を被告として、土地所有権に基づく妨害排除請求訴訟を提起することになります。

上記の訴えを提起しても、自動車の登録事項等証明書上の所有者の住所地に所有者が居住しておらず、現在の所在も判明しないために訴状が送達できないことが考えられます。

この場合には、公示送達の方法（民事訴訟法110条）により訴状を送達することになります。

これは、裁判所書記官が訴状を保管し、被告が出頭すればいつでもこれを交付する旨を裁判所の掲示場に掲示して行う送達方法です（民事訴訟法111条）。

上記の掲示から2週間が経過すれば、送達が擬制されることになり、被告に訴状が送達されたことと同様の効果を生じることになります。

また、この場合、当社としては長期間の放置により当社がその場所を使用できなかったという点でなにがしかの損害が生じているわけですから、相手方に損害賠償を請求することも考えられます。

4 判決後の強制執行手続

被告に対し訴状が送達され、妨害排除請求訴訟において当社が勝訴判決を得たとしても、当社は直ちに放置自動車を撤去できるわけではありません。

被告が任意に放置自動車を撤去しない場合、判決に基づく強制執行によらなければ、放置自動車を撤去することはできません。

具体的には、執行目的不動産である当社所有地が存在する土地の執行官に対して不動産明渡しの強制執行を申し立てることになります。

不動産明渡しの強制執行は、執行官が債務者の目的物に対する占有を解いて、債権者にその占有を取得させる方法により行います（民事執行法168条1項）。

つまり、執行官が放置自動車を撤去して当社に完全な土地の支配を移す方法によって行うことになります。

不動産明渡しの強制執行申立てにあたっては、執行官が執行手続を進めるために必要な費用や撤去作業に必要な費用を予め納める必要があります。

この費用は、事後的に債務者（自動車の所有者）に求償することができます。

以上のように、放置された自動車を強制的に撤去するためには、かなりの手間、時間、費用がかかります。当社としては、自動車を放置させないためにも、十分な土地の管理体制をとることが必要でしょう。